

## 条約の概要

## ユネスコ無形文化遺産について

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効]

- 【目的】**
- 無形文化遺産の保護
  - 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等
- 【内容】**
- 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**
  - 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成
  - 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 183

## 登録までの流れ

## ■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

〔各年、約60件の審査件数の制限〕

- \* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- \* 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている

## ■ 評価機関による審査

## ■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

## 登録基準 &lt;無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)&gt;

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
  - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化的多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上の**同意**を伴って提案されたものであること。
5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

## 我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 [現在 23件]

世界全体では667件



年 (H)	登録名	登録年 (H)	登録名	登録年 (H)	登録名	
2008 (H20)	能楽	2009 (H21)	人形浄瑠璃文楽	2010 (H22)	歌舞伎	
2009 (H21)	雅楽	小千谷縮・越後上布【新潟】	秋保の田植踊【宮城】	2011 (H23)	奥能登のあえのこと【石川】	
	大日堂舞楽【秋田】	2012 (H24)	題目立【奈良】	2013 (H25)	早池峰神楽【岩手】	
	2014 (H26) 拡張提案中	和紙: 日本の手漉和紙技術 →2025年11月頃 登録審議見込み	2016 (H28) 拡張提案中	和食: 日本人の伝統的な食文化	2018 (H30)	アイヌ古式舞踊【北海道】
	山・鉢・屋台行事 →2025年11月頃 登録審議見込み	2020 (R2) 拡張提案中	和紙: 日本の手漉和紙技術 →2025年11月頃 登録審議見込み	2022 (R4)	那智の田楽【和歌山】	
	2024 (R6)	伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術 →2025年11月頃 登録審議見込み	2022 (R4)	風流踊	2024 (R6)	来訪神: 仮面・仮装の神々【佐賀】
提案中	書道					